

第5期北海道障がい福祉計画の概要

1 総論

計画策定の趣旨	<p>・障がいのある子どもへの支援や就労支援など、ライフステージに応じた一体的な取組を進めるため、「第4期障がい者就労支援推進計画」と「第1期北海道障がい児福祉計画」を包含し、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として策定しました。</p>
計画の位置付け等	<p>・障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画 ・児童福祉法第33条の22に基づき策定する「北海道障がい児福祉計画」 ・北海道障がい者条例第29条第1項に基づき策定する「障がい者就労支援推進計画」 ・北海道地域福祉支援計画の施策別計画で、「第2期北海道障がい者基本計画」の実施計画</p>
計画の期間	<p>・平成30年度から平成32年度までの3年間とします。</p>

2 計画の推進項目及び施策

① 北海道障がい者条例の施策の推進	⑤ サービス提供基盤の整備
・北海道障がい者条例の施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの基盤整備の充実 ・日中活動サービスの充実
② 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を支えるサービス基盤の充実 ・共生型地域福祉拠点の整備推進 ・地域間格差の縮小 ・施設による支援
③ 地域生活支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児支援の充実
④ 意思疎通支援・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達支援の充実 ・家族への支援 ・福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ・地域社会への参加・インクルージョン(包容)の推進 ・障がい児支援体制の基盤整備 ・特別な支援が必要な子どもへの支援
	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援

<p>⑧ 精神保健福祉・医療施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活を支える体制の整備 保健・医療の推進 <p>⑨ 就労支援施策の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり 一般就労の推進 多様な就労の機会の確保 福祉的就労の底上げ 	<p>⑩ 人材の養成・確保及びサービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材の養成・確保 サービスの質の向上 <p>⑪ 安全確保に備えた地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全確保に備えた地域づくりの推進
--	---

3 平成32年度の成果目標(主なもの)

<p>福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>地域生活支援拠点の整備</p> <p>福祉施設から一般就労への移行</p> <p>就労定着支援事業による職場定着率</p> <p>障がい児支援の提供体制の整備</p> <p>医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置</p>	<p>・地域生活移行者数：352人(H29.3 入所者9,365人の3.8%)</p> <p>・施設入所者の減少見込数：187人(H29.3 入所者9,365人の2.0%)</p> <p>・入院後3か月退院率：69%</p> <p>・入院後6か月退院率：84%</p> <p>・入院後1年時点退院率：90%</p> <p>●精神病床における長期入院患者数 65歳以上 6,924人 65歳未満 3,675人</p> <p>●保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置：圏域 1か所(21か所) 市町村 179か所</p> <p>・21か所(全市町村整備を目標とするが第5期中は圏域内1か所以上)</p> <p>・1,343人移行(H28実績(離職者除く)895人の1.5倍)</p> <p>・就労移行支援事業所の利用者：2,072人</p> <p>・就労移行実績3割以上の移行事業所：50%</p> <p>●1年後の職場定着率：80%</p> <p>●児童発達支援センターの設置数：圏域に1か所以上(21か所)</p> <p>●保育所等訪問支援事業所数：圏域に1か所以上(21か所)</p> <p>●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所：圏域に各1か所以上(各21か所)</p> <p>●北海道：1か所 ●圏域：21か所</p> <p>●市町村：118か所(医療的ケア児等が在住する市町村[平成28年4月時点])</p>
--	---

※●は今回新たに追加した目標

4 計画の推進等

<p>計画の推進管理</p>	<p>・成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などの把握、分析・評価等を行い、計画の変更など必要な措置を行います。</p>
----------------	--